

陳 情 文 書 表 (平成30年11月29日定例会提出)

陳情第12号

受動喫煙防止対策に関する陳情書

平成30年11月5日受理

陳情者



奈良県たばこ商業協同組合

理事長 杉 村 忠 泰

奈良市議会におかれましては、日夜、地方行政に御活躍され、大きな成果を上げられていることに深甚な敬意を表します。

また、日ごろより私どもたばこ商業協同組合の事業活動に格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

受動喫煙防止対策の強化につきまして、条例による過度な取り扱いがなされぬよう、以下のとおり要望いたします。

(陳情趣旨)

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、国としての統一的なルールが必要との考えから、先般、国会において、「望まない受動喫煙」の防止を強化するため、健康増進法の一部を改正する法律が可決されました。改正法の内容は、たばこを販売する身としては大変厳しいものではありませんが、さまざまな団体、関係者からヒアリングを実施し、健康、経済、法律等、幅広い観点から議論を重ねられた結果であると真摯に受けとめ、当組合としても精いっぱい取り組んでまいり所存です。そのような中、大阪府が改正法を上回る厳しい条例の制定を目指すとの報道に接し、大変困惑していると同時に、隣接する自治体の動向を非常に危惧しているところです。

私どもとしましても、望まない受動喫煙を防止すること自体に何ら異を唱えるものではありませんが、今まさに国において統一的なルールが定められたばかりであり、独自条例を検討するのは時期尚早ではないかと考えます。

これまでのオリンピック・パラリンピック開催都市を初め諸外国では、屋内が禁煙であっても屋外では自由に喫煙できる環境にあります。一方、日本におきましては、屋内外で禁煙化、分煙化が進んでいることから、諸外国に比べ受動喫煙防止対策がおくれているとは一概には言えません。また、国と地方自治体とでルールが異なることは、市民や事業者、施設管理者、近年急増している外国人観光客等の混乱を招くことにもなります。

たばこは法律で認められた大人の嗜好品であり、長きにわたり社会に広く定着した文化でもあります。私ども町のたばこ屋は、財政の一端を担っているとの誇りと自負を持って、日々たばこの販売に励んでまいりました。たび重なるたばこ税の増税、屋内外における喫煙規制の強化、高齢化の進展等により、たばこの販売量は減少の一途をたどっております。健康増進法の改正により、さら

に販売量が大きく減少することは火を見るより明らかです。その上、貴市が改正法を上回る独自の条例を制定した場合、零細な町のたばこ屋にとっては死活問題となり、到底受け入れることはできません。たばこの悪い面のみを殊さらに取り上げて議論される昨今の風潮は甚だ遺憾です。

貴市議会におかれましては、何とぞ私どもの意のあるところをお酌み取りいただき、御賢察賜りますようお願い申し上げます。

(陳情項目)

1. 奈良市独自の条例を検討するのではなく、改正健康増進法を広く周知し、社会に浸透させることで、望まない受動喫煙の防止対策を推進いただきますよう切にお願い申し上げます。
2. 我が国におけるさまざまな技術革新を踏まえて、たばこを吸われる方と吸われない方が共存できる多様性のある豊かな分煙社会を実現していただきますよう切にお願い申し上げます。

以上